

東北タイ農村における農地貸借と 農業共同経営に関する経済分析

—— コンケン県ドンデーン集落を事例にして ——

みや 宮 ぎき 崎 たけし 猛

はしがき

- I 調査村落における農地制度の特徴
- II 農地貸借の類型とその成立条件
- III 親子農業共同経営と刈分小作との比較分析
- IV 部分共同経営と刈分小作に関する地代論的分析

はしがき

1. 課題と方法

故水野浩一氏は、東北タイ農村ドンデーン集落 (Van Don Daeng) の調査結果から、タイ農村の社会構造を理解するための核心となる概念として「屋敷地共住集団」を明らかにした(注1)。しかしその実態は近い親類関係にある複数世帯の共住よりも、農業経営や生活に関する相互扶助が基本的に重要な機能となっている。その限りで「屋敷地共住集団」の呼称は適切でない(注2)。むしろ、本集落における農地制度を考える場合、その原型となる概念は「屋敷地共住集団」の農業経営体的側面である。それは親子の関係にある複数世帯が、その保有する農地や労働力、資本を相互に提供し、これら経営要素を結合して、共同で運営する農業共同経営であり、これを本稿では親子農業共同経営と呼ぶ(注3)。

従来、中部タイを除くタイ農村では、自作農比

率が高く、地主小作関係は親族内における相互扶助的性格が強いものとされていた(注4)。しかし、ドンデーン集落の現状は自作地率38%、共同経営地率39%、小作地率23% (後出第8表)であり、共同経営地が多く、小作地も増加傾向にある。それゆえ、本集落では親子農業共同経営ならびにそれと関連した地主小作関係の分析が、重要な課題である。

ところで最近の東南アジア農地制度論では、次の2点について新しい見解が展開されている。第1に、相互扶助的地主小作関係について、地主と小作農とを分離して、それぞれひとつの経営経済単位とせず、地主小作関係を一種の内部組織として考える見解である(注5)。この場合、地主・小作農間の対等な人間関係が強調され、次に述べる土地所有の前近代の性格が看過されている点に問題がある。第2に、19世紀タイ社会にみられた土地保有と近代土地所有権との中間に位置する土地所有形態について、親から子への所有権移転が3段階で行なわれる点が指摘されている。しかしこの場合、親族組織における相互扶助との関連ならびに土地所有権の性格規定に関する分析が不十分である。本稿では、近代土地所有権の前に位置するタイ農村における支配的土地所有形態を伝

統的土地所有と呼ぶ(注6)。

本稿では、ドンデーン集落における農家経済調査結果を基礎に、次の2点について実証分析することが課題である。第1に、親子・兄弟姉妹間における農地配分とその利用のための慣習である伝統的土地所有の性格ならびに現物経済と貨幣経済における農地配分の実態について明らかにする。第2に、複数世帯が経営要素の提供と収穫物の分配に関与する農業共同経営と農地貸借とについて、地代論的に考察する。

なお本集落での調査は、文部省科学研究費補助金海外学術調査「タイ国村落構造の動態的研究——20年間の追跡調査——」計画(代表:石井米雄)の一員として実施し、1981年11~12月と83年7~9月の2回、計5カ月間行なった。本稿はその研究成果の一部である(注7)。

2. 調査集落と調査農家の概要

ドンデーン集落は、タイ国東北部の中心都市コンケン(Khon Kaen)の近くに位置している。周辺は凹凸の多い高原地形であり、くぼみに水が溜まり、小さな湖沼が多い。低地部は水田、高地部は畑、川沿いには菜園(注8)が立地しており、天候は雨季と乾季に分れる。本集落周辺では河川灌漑事業が実施されておらず、水稻栽培は雨季に限定されている。それゆえ水稻生産は天候に大きく影響され、降雨の多い年は低地の水田が水没し、降雨の少ないときは高地の水田が早魃で不作となり、収量は毎年不安定である。収穫された米は大半が自家消費され、次の十分な収穫が確認されるまでは、余剰米が売却されない。

近年コンケンへの交通条件が改良され、本集落では都市化の影響を強く受けている。現金収入源としては、畑作物やとうがらしを中心とする野菜があり、家畜飼育(牛、水牛、馬、豚、家禽)も

第1表 ドンデーン集落の概要と調査農家

項 目	1964		1981		1983		
	農家 戸数	構成比 (%)	農家 戸数	構成比 (%)	農家 戸数	構成比 (%)	
水田 所有 規模	0	31	36	20.5	16	24.2	
	3ライ未満		5	2.8	2	3.0	
	3~10	26	19.7	48	27.3	17	25.9
	10~20	37	28.1	50	28.5	16	24.2
	20~30	14	10.6	21	11.9	10	15.2
	30~40	13	9.8	9	5.1	3	4.5
	40~50	4	3.0	5	2.8	1	1.5
50ライ以上	7	5.3	2	1.1	1	1.5	
合 計	132	100.0	176	100.0	66	100.0	

(出所) 1964年の数字は、水野浩一『タイ農村の社会組織』創文社 1981年 86ページより引用。1981年の数字は、Fukui, H.; Y. Kaida; M. Kuchiba, "A Rice-growing Village Revisited: An Integrated Study of Rural Development in Northeast Thailand," 京都, The Center for Southeast Asian Studies, Kyoto University, 1983年, 214ページより引用。1983年の数字は3月現在の筆者の調査対象農家について示してある。

(注) 1ライは0.16haである。

盛んである。農業専従者以外では、賃金労働者や商業従事者等が増加しており、とくにコンケン市や近隣の町への通勤者の増加が著しい。

本集落における農家戸数の推移についてみると(第1表)、1964年の132戸から81年の176戸へと増加し、人口も同様に810人から910人へと増加している。この間大土地所有農家の減少と零細土地所有農家の増加が著しく、また兼業農家の増加と1戸当り世帯構成員の減少が特徴である。本集落では水田の2期作や2毛作の導入がみられず、畑や菜園での集約作物の導入や家畜部門の拡大により、増加する農業労働力を吸収してきたが、その他の余剰労働力は若年層を中心に農外就業先へと流出している。

調査農家は水田所有規模階層にもとづき、37.5%の割合で抽出・選定した。1983年の調査農家は66戸であるが、このうち33戸については81年に予

備調査を実施している（第1表）。調査農家のうち貸付耕地面積のある農家は23戸、借入耕地面積のある農家は29戸である。また後述する親子農業共同経営に参加している農家は34戸であり、そのうち耕作世帯が18戸、土地所有世帯が16戸である。耕作世帯の大半は経営耕地面積10ライ（1ライ＝0.16 ha ）未満の零細農家であり、土地所有世帯は、その多くが経営耕地面積10ライ以上40ライ未満層に集中している。

（注1）「屋敷地共住集団」概念については、水野浩一『タイ農村の社会組織』創文社 1981年参照。

（注2）本集落における親族組織の実態と農業生産・生活上の相互扶助関係については、口羽益生・武邑尚彦『屋敷地共住集団』再考——東北タイ・ドンデーン村の追跡調査（中間報告）——（『東南アジア研究』第21巻第3号 1983年12月）参照。

そこでは「屋敷地共住集団」内の相互扶助の規範となる「共働共食共用」概念が検討されており、その結果「屋敷地共住集団」の呼称が適当でないとしている。

（注3）同上論文では、「共働共食共用」の実態のうち農業生産に関する相互扶助関係について、農業共同経営、農地の委託管理または使用貸借、刈分小作、家畜の世話を挙げている。このうち親子農業共同経営は、マレーシアや中部タイにおいてもその存在が確認されており、藤本氏は「分益小作」の一類型として、北原氏は農村労働者と地主の一類型として分析している。本稿では、全面共同経営に参加する親子の複数世帯については、これらの世帯を連結して、ひとつの経済単位である共同経営として考察する。藤本彰三「マレー人稲作農民の土地制度と地主・小作関係」（『アジア経済』第22巻第7号 1981年7月）；北原淳「タイ米作農業の経済構造（I）」（『アジア経済』第15巻第4号 1974年4月）参照。

（注4）この点については、滝川勉「東南アジア土地制度論」（『アジア経済』第19巻第3号 1978年3月）；友杉孝「タイにおける土地所有の展開過程」（斎藤仁編『アジア土地政策論序説』アジア経済研究所1976年）参照。

（注5）この見解については、藤本前掲論文および福井清一「農地改革・二人関係・刈分小作——中部ル

ソン—米作農村の事例より——」（『農林業問題研究』第16巻第3号 1980年9月）参照。

（注6）友杉前掲論文では、19世紀までのタイ社会について土地所有権観念がみられず、土地利用を根拠とする土地保有が存在したこと、またバンコクを中心とする寄生地主制の成立を契機に、近代的土地所有権が確立したことが指摘されている。しかしその場合、両者の中間に位置する土地所有形態については分析されていない。これに対して北原前掲論文では、現代タイ農村における伝統的土地所有について、分割、保管、相続の所有権移転段階が明らかにされている。ドンデーン集落においても、同様の所有権移転段階が確認されている。しかしその場合、伝統的土地所有の性格については分析されていない。

また、北原前掲論文では使用貸借の一部が保管と表現されている。たしかに近い親類間で契約される使用貸借の多くは、当該農地の相続を前提とした経営主宰権の委譲であり、農地の委託管理とも理解できる。しかし、第1に本集落における使用貸借の契約関係は、親子・兄弟姉妹の近親間のみならず、隣人・知人間にも普及しており、後者の場合、農地相続が当事者間でまったく考慮されていないこと、第2に近親間の契約関係についても、耕作権や土地所有権は親や兄弟姉妹の年長者に帰属しており、土地所有権者や耕作権者は経営主宰者とは異なること、などの理由から、本稿では小作料支払いのない農地貸借関係を使用貸借と呼ぶ。

（注7）調査の実施に当って、調査主任である福井捷郎、口羽益生、海田能宏各氏から貴重な助言を、その他の共同研究者の方々から多くの意見をいただいた。ここに記して感謝したい。

（注8）本集落では、畑をライ（rai）、菜園をスワン（swun）とそれぞれ呼んでいる。また、かんがい水の不必要な畑に比較して、かんがい水の必要な菜園は川や池沿いに立地しており、両者を明確に区別することができる。以上から、本稿では野菜が栽培される菜園を畑と区別して、呼ぶことにする。

I 調査村落における農地制度の特徴

1. 親族組織における土地所有と相互扶助

近代的土地所有権は、所有者への自由な使用・

収益権ならびに処分権の帰属とその絶対性に特徴がある。本集落における土地所有は、この点から考えると二面的性格をもつものと思われる。すなわち一方では、現物経済における相互扶助を目的とした農地の使用・処分について、親族組織の強い規制を受け、私的土地所有権が厳しく制限されている。他方では貨幣経済において、ある程度個人の自由な判断により農地賃貸借が行なわれている。本稿では前者を伝統的土地所有と呼び、後者は、土地所有権者について使用・収益権ならびに処分権の自由度が拡大されており、近代的土地所有権に近いものとする。

本集落では1組の夫婦が結婚後、原則として親の死亡を契機にそれぞれの親から農地を相続するが、この場合相続した土地所有権はそれぞれ個人に帰属する。すなわち、妻がその両親から相続した農地は妻がその所有権を持ち、夫がその両親から相続した農地は夫がその所有権を持ち、決して共有資産とはならない。これに対して夫婦が結婚後、自分たちで購入した農地は両者の共有資産となり、もし夫婦が離婚した場合には、半分ずつ分割される。

結婚後も、夫と妻はそれぞれの親を中心とする親族組織と密接な関係を持ち、相続した農地は各々の親族組織の経済的機能を強化する方向に活用される。つまり夫がその両親から相続した農地は、夫方の親族組織における相互扶助のために活用されるし、妻が相続した農地は、妻方の親族組織における相互扶助のために活用される。この場合、親族組織とは親とその子供により構成される血縁集団を指している。農地相続は親を中心とする親族の合意の下に行なわれ、相続された農地の使用と処分は親族との相談とその合意を前提とする。しかし、夫婦の共有資産についてはこの限

第2表 農地貸借の種類とその内容

(1983年までののべ実績)

(単位: 件, ライ)

項目		使用貸借	刈分小作	定額金納小作
対象地目	水田	件数 43	面積 31 372.75	— —
	畑	件数 27.5	面積 7 15	14 85
	菜園	件数 14.6	面積 22 —	1 0.5
契約相手の性格(件数)	対人関係	親類 7 1 2 6	妻の親類 13 7 1 12	— 1 6 1 7
	在住関係	集落内 4 4	隣接集落 18 9 6	6 7 2
1983年現在の契約状況(件数)	終継	1 36	7 26	7 8
	了続	— 1	— 4	— 2
契約終了事例の存続期間	1年	—	3	5
	2~4年	1	4	2
	1980年代	13	17	3
	1970年代後半	13	5	5
契約継続事例の開始時期	1970年代前半	5	4	—
	1960年代	5	—	—

(出所) 筆者調査による。

りでない。親族組織における相互扶助機能の発現は、現物経済において顕著であり、貨幣経済では世帯単位に意思決定が完結する傾向が強い。

本集落では農地の開墾が終了しており、農地の所有権を獲得する方法は、相続と購入に限定されている。ある農家が増加する家族農業労働力に対応して、農地面積規模を拡大するためには、両親から相続された農地に加えて、農地を購入しなければならない。しかし農地売却希望農家は少なく、これまでの農地売買実績はあまり多くない。むしろ農家における労働力の過剰と不足に対応した農地面積規模の調整は、親族組織を中心とした農業共同経営と農地貸借により実施されている。

農地貸借の契約は個人間で行なわれる。ある家

族の農地は、その所有権の所在から夫の所有する農地、妻の所有する農地、夫妻の共有する農地の三つに区分される。これらの農地を貸付ける場合、前述した親族組織における経済的調整機能と相互扶助を基調として、次の優先順位で貸付け相手を選定する。優先順位の高い順から、第1に親子関係あるいは親しい兄弟姉妹関係、第2にそれぞれのこの他の親類関係、第3に仲間うちの隣人関係、第4に農地が隣接している者同士、第5に知人となる。これら農地貸借における対人関係には、後述する農地貸借類型ごとに明確な差異がみられ、経済的調整機能と相互扶助の内容についても、それぞれ特徴がある。

第2表から農地貸借全体に関する1983年までのべ実績についてみると、契約相手の対人関係は親子間、あるいは妻から妻の親類へ、夫から夫の親類へと農地が貸付けられる事例が、85件中56件と全体の66%を占めている。これらの農地貸借は、濃密な相互扶助を目的に、同一親族組織内において契約されており、伝統的土地所有下における親族組織の経済的調整機能の発現形態である。また、後出の第6表から農業共同経営における対人関係についてみると、その大半は親世帯と子供世帯との間で契約されている。そのうち、親族組織外の世帯と契約している事例は、ごくわずかである。それゆえ、農業共同経営も基本的には、伝統的土地所有下における親族組織の経済的調整機能の発現形態であると考えられる。またこの他にも、農地売却希望者が、その所属する親族の長にその意思について相談し、その長が同一親族組織内において農地購入希望者を選択することにより、同一親族組織内において農地売買が成立するように調整した事実が確認されている。

以上、後述するように農業共同経営の大部分の

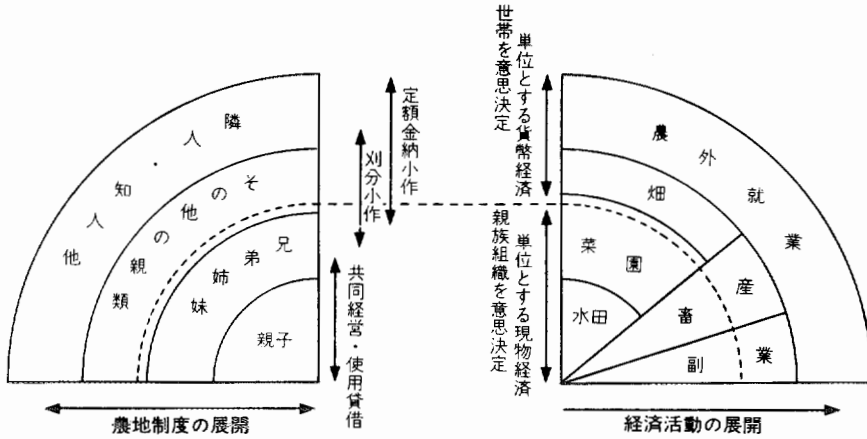
事例では、農地の使用・収益について、親族組織の規制を受けた伝統的土地所有の発現形態がみられる。また農地貸借と農地売買の多くの事例では、農地の使用・収益・処分について、親族組織の規制を受けた伝統的土地所有の発現形態がみられる。このように伝統的土地所有は、その意思決定単位^(注1)である親族組織とともに、調査集落における農地制度と農業経営とについて考えるうえで、決定的に重要な概念である。

2. 現物経済と貨幣経済における農地配分^(注2)

本集落では、水田(米)、菜園(野菜)を対象とする現物経済と、畑、畜産、農外就業を対象とする貨幣経済とがある。現物経済の意思決定単位は相互扶助が期待できる親族組織であり、貨幣経済の意思決定単位は個人または夫婦とその子供(世帯)である。現物経済、貨幣経済ともに、農家における農地と比較した労働力の相対的過不足状態を調整する機能がある。現物経済では、第1に作業適期と技術水準により規定された農地と労働力との過不足調整、第2に自給食糧の安定的確保、第3に食糧分配の平等化を目的に、農地相続、共同経営、使用貸借、刈分小作により農地が配分される。貨幣経済では、第1に最適集約度を実現できる適正規模、第2に収益最大化を目的に、相続、定額金納小作により農地が配分される。

本集落における農地制度と経済活動の展開についてみると(第1図)、現物経済が支配的な時期と貨幣経済が拡大してきた現代とでは、農地制度ならびに意思決定単位が異なるように思われる。現物経済が支配的な時期の農家経済は、米(水田)、野菜(菜園)、畜産(鶏、水牛、牛)を中心に、副業(養蚕、竹細工等)、綿(畑)などの自給生産を対象とし、農地配分は親子・兄弟姉妹間の濃密的相互

第1図 ドンデン集落における農地制度と経済活動の展開



扶助を基調に、相続、共同経営、使用貸借により行なわれていた。しかし、農外就業、キャッサバ・ケナフ(畑)、とうがらし(菜園)などの貨幣経済が拡大し、販売目的の畜産(馬、豚)や副業が増加すると、対人関係については隣人・知人などの接触が日常化し、農地配分も定額金納小作が導入される。これら貨幣経済については、居住単位である農家世帯が意思決定単位となる。現在では親族組織と農家の二つの意思決定単位が併存している。この点について、ある親子の家族周期から両者の意思決定単位のあり方についてみると、親あるいは夫婦を中心とする単一世帯→親子の複数世帯による全面農業共同経営を核とする親族組織→単一世帯→親族組織と推移するサイクルをもち、二つの意思決定単位が家族周期の変化に対応して交互に出現する。

(注1) 意思決定単位とは、農家経済のうち家計経済を除く所得経済について、所得獲得のための経済活動が行なわれ、収益分配が完結する人的集団の単位を意味する。

(注2) 農地配分とは、農地相続、共同経営、使用貸借、刈分小作および定額金納小作により、農地の利用権が配分されることを意味している。

II 農地貸借の類型とその成立条件

1. 農地貸借の類型

調査集落でみられた農地貸借の類型は、使用貸借、刈分小作、定額金納小作の三つである(第2表)。

使用貸借は、土地用役の対価である小作料の支払いがみられない貸借であり、相続により農地所有権が移転される以前に、農地管理権のみを委譲した事例も多い。その対象地目は菜園が多いが、水田・畑も少なくない。契約相手との対人関係、在住関係についてみると、親子間あるいは妻がその親類に貸付ける場合で、同一集落に在住している事例が多い。同一親族組織内の使用貸借は、その大半が相続を前提に契約されており、契約の存続期間が長期にわたるものが多い。また契約相手が隣人・知人である場合は、経済的弱者であるこれら世帯の自給用野菜や現金確保のために貸し出される。なお菜園の多くは国有地であり、この場合農家は耕作権を保有しており、厳密には耕作権の相続と貸借が行なわれている。

第3表 刈分小作における小作料率の分布

地目・対人関係 の区分		(単位: 件)					
		契約開始時期 (契約終了分 も含む)					
		1970年代			1980年代		
		33%	40%	50%	33%	40%	50%
水 田	妻→妻の親類	—	2	3	4	4	—
	夫→夫の親類	—	—	3	1	1	—
	その他の親類	1	—	—	—	—	—
	その他(隣人, 知人)	—	1	—	—	2	8
畑	夫→夫の親類	—	—	1	—	—	1
合計		1	3	7	5	7	9

(出所) 筆者調査による。

刈分小作の対象地目は、水田が31件、373ライと大半を占めている。契約相手は妻や夫がそれぞれの親類に貸付ける場合が多いが、隣人・知人に貸付ける場合も少なくない。契約相手との在住関係は同一集落内が中心であるが、隣接集落間や土地所有者が都市に居住する不在地主もみられる。契約期間は1年から3年が多いが、同一親族組織内で契約される場合、5年以上にわたる事例もみられる。

刈分小作における小作料率の分布についてみると(第3表)、50%、40%、33%の3種類がみられる。1970年代に契約された刈分小作では、当事者が親類関係にある場合が多く、小作料率も大部分が50%であった。しかし1980年代に契約された刈分小作では、当事者が隣人・知人である場合が増加し、小作料率も親類関係である場合が40%や33%、隣人・知人関係である場合が50%と、当事者間の相互扶助関係における濃淡の差異により使い分けられている。刈分小作は近年増加傾向にあるが、その当事者間の関係は従来の親類関係から隣人・知人関係へと広域化し、親類間の刈分小作における小作料率は低下傾向を示している。なお刈

第4表 定額金納小作における小作料の分布

小作料	対象地目			
	畑		菜園	
	件数	面積 (ライ)	件数	面積 (ライ)
200パーツ/ライ	—	—	1	0.5
100パーツ/ライ	13	79.25	—	—
60パーツ/ライ	1	5.75	—	—

(出所) 筆者調査による。

分小作とは、一定の分配比率にもとづき小作料が現物形態で支払われる農地貸借のことである。

定額金納小作の対象地目は畑が14件、85ライであり、キャッサバやケナフなどの商品作物生産部門を対象とした農地貸借である。契約相手は、夫の親類や隣人・知人に貸付ける場合が大半である。契約相手との在住関係は隣接集落間がもっとも多く、集落内がその次に多い。契約期間は1~2年の場合がもっとも多く、同一親族組織内で契約される場合は3年以上にわたる事例もみられる。定額金納小作における小作料は、1ライ当り100パーツが相場である(第4表)。

2. 定額金納小作の成立条件

本集落では近年貨幣経済の浸透が著しく、商品作物生産部門では畑地面積が少ないことから、農地貸借が比較的多く、定額金納小作が普及している。所有農地面積規模が零細化した農家については、現物経済の水田では刈分小作、貨幣経済の畑では定額金納小作により全体の経営面積規模を拡大している。定額金納小作の成立条件は以下の5点である。

第1に、その対象作物はキャッサバ、ケナフの畑作物であり、収穫作業に雇用労働を多投し、収穫された生産物はすべて販売される商品作物である。

第5表 主要畑作物の1ライ当り土地利用経営費と土地純収益

項 目	キ ャ ッ サ バ			ケ ナ フ		
	1977	1981	1982	1978	1981	1982
関係農家数(戸)	—	11	25	—	3	2
関係畑地面積(ライ)	—	76.8	140.5	—	13	11
生産量(kg/ライ)	2,066	1,352	1,426	167	191	84
粗収益(パーツ/ライ)	909	1,014	1,054	387	669	368
土地利用経営費(パーツ/ライ)	519	705	598	672	480	490
うち、労働費(パーツ/ライ)	314	523	383	457	350	309
労働時間(時間/ライ)	—	152	99	—	102	106
土地純収益(パーツ/ライ)	390	309	456	Δ 315	189	Δ 122

(出所) 1977年のキャッサバは、タイ国農業省のキャッサバ生産費調査から、1978年のケナフは、同じくケナフ生産費調査から引用している。また1981年と82年の数値は筆者調査による。

(注) (1) 家族労働費は4パーツ/時間で、流動資本利子率は5%、固定資本利子率は10%でそれぞれ評価した。
 (2) —は該当資料がなかったことを意味する。

第2に、当事者間の契約関係が親類関係に限定されず、隣人・知人間でも広く普及していることから、土地用役市場への参入障壁の緩和がすすんでいる。また当事者間の契約関係が親類関係である場合、親子や兄弟姉妹間の定額金納小作は皆無であり、従兄弟関係やおじ・おばと甥との関係が大部分である。

第3に、土地用役市場の地域的範囲が隣接集落間あるいはより広域的地域に拡大しており、市場の広域化がすすんでいる。

第4に、定額金納小作の小作料相場は、本集落の所属する行政区ドンハン(Tambon Don Han)内の国有地における小作料を基準に決定されている。県の行政機関が当該国有地を管理しており、国有地の小作料は畑作物の費用と収益とを勘案して、県の行政機関により決定されている。この小作料が、当該地域の定額金納小作における小作料相場に影響を与え、広域的に同一の小作料相場が成立していることから、市場における情報の公開がすすんでいる。

第5に、定額金納小作の対象作物について、借地経営の小作料支払能力である土地純収益をみると(第5表)、キャッサバのそれは常に1ライ当り100パーツを上回る水準にある。ケナフの土地純収益は、年々の収量と価格の変動により不安定であるが、粗収益の順調な年(1981年)は土地純収益が1ライ当り100パーツを超える。それゆえ対象作物の土地純収益は、大略して小作料相場を上回る水準にあり、企業利潤が小作農に確保されている。また契約期間は通常1~2年と短期間である。これはタイ社会の伝統的慣行である農地利用が長期化すれば、当該農地の耕作権あるいは占有権が発生する事実に対抗して、地主が契約相手を短期間に変え、所有農地に小作農の耕作権あるいは占有権が発生しないように、農地所有権の安全性を確保する目的で行なう措置である。すなわち、一方では借地経営における経済的有利性がみられ、小作農の土地用役に対する需要が多い。他方では地主が契約期間を短かくし、特定の小作農に賃貸契約が固定化しない措置をとり、農地所有権の安全

性を確保している。それゆえ定額金納小作については、当事者間の競争構造的な土地用役市場が成立しているものと思われる(注1)。

定額金納小作の場合、その対人関係は隣人・知人間で成立する傾向が強い。それが親類間で契約される場合でも、従兄弟関係やおじ・おばと甥との関係であり、定額金納小作は伝統的土地所有の範囲外で成立している。それゆえ定額金納小作の対象農地については、親族組織による当該農地の使用・処分に対する強い規制がみられず、その土地所有者には当該農地の使用・収益・処分の自由が確保されている。それゆえ畑の所有権は、伝統的土地所有下にある水田や菜園の所有権とは異なり、近代的土地所有権に近いものと思われる。

(注1) 競争構造的な土地用役市場とは、小作農間の競争関係、地主間の競争関係、小作農と地主との対抗関係の三つの条件により、小作料や当事者の権利関係が決定される土地用役市場を意味する。この点については次の文献参照。

拙稿「都市近郊野菜経営における農地賃貸借および小作料の実態とその形成要因」(『農林業問題研究』第14巻第3号 1978年9月)。

III 親子農業共同経営と刈分小作との比較分析

1. 親子農業共同経営の類型

調査集落における親子農業共同経営には、全面共同経営と部分共同経営との2類型がみられる(第6表)。これらは子供世帯が親世帯から、農業経営、家計消費の両面で経済的に自立してゆく家族周期の各局面に対応している。子供が結婚した当初は、通常親夫婦と子供夫婦とは数年間同一家庭に同居する。その後子供夫婦は親夫婦から家庭を独立し、同時に両世帯間で全面農業共同経営が開始される。共同経営の対象作物は、水稲作、畑

作、野菜作、畜産の全部門に及んでおり、その生産物は両世帯間に分配されずに、共同で保管・消費される。両世帯間では濃密な相互扶助を目的に貨幣経済面を除いた家計消費面には部分共同関係がみられる。全面共同経営は、原則として親世帯とその娘世帯との間で契約され、なかには3~4世帯がひとつの共同経営を組織する場合もある。

親子全面農業共同経営は、農地・資産の相続と農業技術の伝承を含めた親から子への農業経営の委譲形態である。その展開は、子供世帯における所有農地・固定資産の蓄積状況に対応して、次の3段階に区分できる。第1は、子供夫婦が親夫婦から世帯を独立した初期の段階であり、子供世帯は農地ならびに農用固定資産を所有せず、共同経営には労働力のみを出資する。その後子供世帯には、菜園と若干の農用固定資産が蓄積される。それゆえ第2の段階は、子供世帯により菜園と若干の資本が出資される全面共同経営である。第3段階の全面共同経営は、子供世帯における所有農地・固定資産の蓄積がさらに進み、親子の複数世帯により労働力、資本、農地が共同出資される(第6表)。

部分共同経営では、家計消費面について子供世帯における親世帯からの自立化が進み、子供世帯が米倉を建設して、収穫物の分配が行なわれる。その対象作物は水稲作と畑作であり、収穫物の折半分配が大部分である(第7表)。この場合、家計消費面における両世帯間の相互扶助関係は希薄化するし、経済的には子供世帯は親世帯から独立する。また契約関係は親子間に限定されず、その他親類関係や隣人との間にも部分共同経営が一部みられる。農業共同経営の契約期間は通常1年から数年間と不安定であり、複数の子供世帯を順次選定してゆく場合が多い。しかしなかには契約関係

第6表 親子農業共同経営の類型とその内容 (1982年末現在)

項 目		全 面 共 同 経 営			部 分 共 同 経 営	
		子供世帯による 労働力のみ の出資	子供世帯による若 干の資本・菜園・ 労働力の出資	農地・労働力・ 資本の共同出資	共 同 経 営 の 相 手	
					子供世帯	そ の 他
農地所有世帯 (親世帯)から みた耕作世帯 との対人関係 (件)	娘世帯 未婚の娘たち 複数の娘世帯 息子世帯 その他親類 隣	4 1	4	3 2	3 2 1	3 1
	計	5	4	5	6	4
契約の終了・ 継続状況(件)	1981年末終了 1982年末終了 1983年末継続	5	4	5	4 1 1	4
農業共同経営 の平均経営面 積(ライ/件)	水田 畑 菜園	25.9 6.1 0.7	30.7 5.8 1.0	23.8 2.9 1.3	18.8	8.8 4.2
	所有地 貸付地 借入地 借入地 経営地	31.7 1.6 2.6	38.2 1.5 0.8	29.0 3.2 2.2	18.8	13.0
	借入別	32.7	37.5	28.0	18.8	13.0

(出所) 筆者調査による。

(注) 全面共同経営の平均経営面積については、これに参加する親世帯と子供世帯との間の貸借関係を相殺し、両世帯が共同出資した農地について示している。

第7表 部分共同経営における収穫物の分配率

(契約終了分も含む)

(単位: 件)

耕作世帯の内容	契約開始年度		収穫物の分配率 (農地所有者: 耕作者)				
	1980年 以後	1978年 以前	1: 13: 22:		11: 1: 1		
			1	13	22	11	1
水田	娘世帯 複数の娘世帯 息子世帯 その他親類	2 1 1 1	1 1 1 1	2 1 1 1	1 1 1 1	1 1 1 1	2
畑	その他親類 隣	1	1	1	1	1	
合計		5	5	5	2	1	2

(出所) 筆者調査による。

が10年以上、特定の親子間に固定している場合もみられる。第6表の部分共同経営のうち5件がすでに契約を終了している。このうち4件は共同経営終了後、対象農地の一部を親から相続しており、

残り1件は対象農地を使用貸借に変更している。

2. 刈分小作の成立条件とその共同経営的性

刈分小作は、農地と比較した労働力の相対的過不足状態の発生を契機に成立する。本集落における刈分小作世帯では、相続・購入した所有農地が零細であり、農地と比較した労働力の相対的過剰状態が刈分小作世帯の成立条件である。これに対して刈分地主世帯では、農地と比較した労働力とくに基幹男子農業労働力の相対的不足状態が、その成立条件である。刈分地主世帯において農地と比較した基幹男子農業労働力の相対的不足状態が成立する要因には、第1に夫が安定的農外就業に従事している場合、第2に夫が死亡したことがある。このうち近年、都市化の影響を受け、農外就業機会や現金収入源が拡大してきている本集落で

は、前者は近年発生してきた今日的要因であり、後者は従来からみられた要因である。

本集落でも人口と世帯数の増加により、農家1戸当り平均所有農地面積は減少してきた。しかし各世帯に十分な所有農地が確保され、子供世帯についても相続と開墾、購入により、比較的容易に所有農地が獲得できた時代には、恒常的な刈分小作世帯や刈分地主世帯は存在しなかったものと推定できる。1966年の本集落に関する農家調査では、小作世帯は皆無であり、小作地率もきわめて少なかった^(注1)。当時の家族周期は、自作農世帯→親子の複数世帯による全面農業共同経営→親子の複数世帯による部分農業共同経営→自作農世帯であったものと思われる。そのなかで「刈分小作」は、夫の出稼ぎや死亡を契機に兄弟姉妹間で契約される過渡的相互扶助形態であり、それは一種の部分共同経営であったものと推定できる。たとえば筆者による調査農家における刈分小作の推移についてみると、1983年現在の刈分小作は27件、325.8ライであり、そのうち隣人・知人間で契約される場合が10件、125.5ライと最も多い。これに対して1979年の刈分小作は13件、150.3ライであり、そのうち兄弟姉妹間で契約される場合が8件、84.5ライと、その大部分を占めている。それゆえ刈分小作の初期形態は、兄弟姉妹間のそれであると推定できる。

兄弟姉妹間の「刈分小作」が一種の部分共同経営である理由は、次の3点である。第1に本集落では、土地の利用と処分が親子・兄弟姉妹内の相互扶助を目的とする共同意思決定を前提としており、兄弟姉妹間では伝統的土地所有下における共有に近い土地所有形態がみられる。第2に刈分小作は収穫物の定率分配形態をとり、複数世帯による経営要素出資に対する一種の収益分配と考えら

れる。第3に収穫物の定率分配形態は、生産の不安定性に対する共同危険負担である^(注2)。

また、兄弟姉妹間の部分共同経営が、父親の死亡を契機にそのまま「刈分小作」へと展開した事例もみられ、このかぎりでは兄弟姉妹間の「刈分小作」は部分共同経営の延長として位置づけられる。それゆえ兄弟姉妹間の「刈分小作」の原型は部分共同経営であると考えられる。このように、兄弟姉妹間の「刈分小作」とその他の刈分小作とを区別することにより、後述するように前者における有利な小作料率の採用と優等地の配分とが合理的に説明できる。

(注1) 1966年の本集落に関する農家調査については、水野前掲書参照。

(注2) 出資と経営が未分離の段階における農業共同経営については、出資体における経営要素共有がその成立条件である。この場合、一方の世帯が労働力のみを提供し、他方の世帯が農地と資本を提供する経営体についても、地主小作関係あるいは雇用者と農業労働者の関係として把握せず、一種の共同経営として扱えることができる。

IV 部分共同経営と刈分小作に関する地代論的分析

1. 小作料に関する経済分析

水田の経営形態・農地貸借類型からみた物的土地生産性についてみると(第8表)、1ライ当り米生産量は、使用貸借地、自作地、共同経営地、刈分小作地の順で高い。本集落では米生産量は、毎年不安定である。たとえば1980年は洪水による被害、81年は普通作、82年は旱魃による被害があった。調査農家に関する経営面積に占める収穫面積の割合は本表に示している。本集落では3年に1度の割合で普通作が期待できることから、表の3カ年平均生産量(単年度当り)は、長期的にみた物

第8表 水田の経営形態・農地貸借類型からみた物的土地生産性

項目	自作	全面共同経営	部分共同経営	使用貸借	刈分小作	全調査農家
1981年の経営面積(ライ)	419.3	348.5	81.5	23	237.8	1,046.8
同水田保有農家数(戸)	32	20	5	5	13	56
同水田経営農家数(戸)	31	31	11	4	12	61
経営面積に占める収穫面積の割合(%)	1980年 1981年 1982年	29 100 47	39 87 31	30 100 78	26 89 31	31 90 45
3カ年平均経営面積 1ライ当り生産量(kg)	124	115	116	174	89	115
3カ年平均収穫面積 1ライ当り生産量(kg)	226	199	202	250	182	208

(出所) 筆者調査による。

(注) (1) 水田保有農家とは、水田所有あるいは水田借入れにより耕作可能な水田経営面積を保持している農家である。

(2) 水田の経営形態別と農地貸借類型別とは、経営面積、保有・経営農家数について一部重複がある。

第9表 刈分小作における対人関係と小作料率からみた物的土地生産性

項目	1980		1981		1982		3カ年平均		
	経営面積(ライ)	平均収量(kg/ライ)	経営面積(ライ)	平均収量(kg/ライ)	経営面積(ライ)	平均収量(kg/ライ)	経営面積(ライ)	平均収量(kg/ライ)	
対人関係	妻→妻の親類	69	44	107	185	107	42	94	97
	その他親類	42.3	31	42.3	164	32.3	60	39	87
	その他	62.5	24	88.5	152	107.5	54	86	80
小作料率	33%	28.8	44	48.8	208	56.8	73	44.8	116
	40%	36	85	68	184	63	34	56	106
	50%	109	14	121	145	127	47	119	70

(出所) 筆者調査による。

(注) 平均収量は経営面積1ライ当り収量を示している。

的的土地生産性と判断できる。それゆえ、相続予定地である使用貸借地、自作地、共同経営地、刈分小作地の順に土地生産性が高いことは、少なからず農地の豊度差が影響を与えているものと思われる。

ところで、前述したように部分共同経営における収穫物の分配率は、折半配分が支配的である。また刈分小作における小作料率は、当事者が隣人・知人の場合50%が中心であり、近年は40%が増加傾向にある。当事者が親類関係にある場合、小作料率は40%と33%が多く、近年33%が増加傾向にある。全体として刈分小作料は低下傾向にあ

り、購入生産財と農外就業機会の増加に対応して3経営要素のうち農業生産に貢献する土地の比重が低下し、労働力や資本のそれが上昇していることを示している。これと同時に、米生産を中心とする現物経済が膨張する貨幣経済との結びつきを強化し、その影響を受けている点も見逃せない。

刈分小作における小作料率別農地の物的土地生産性についてみると(第9表)、3カ年平均経営面積1ライ当り生産量(単年度当り)は、小作料率が低い水田ほど高い傾向を示している。刈分小作の当事者が親類関係の場合、小作料率は低い傾向にあり、物的土地生産性が水田の豊度差を反映して

いと仮定するならば、優等地が親類に、劣等地が親類以外に配分されているわけである。

1981年産の平均農家庭先米価は、籾米1畝当たり2.6パーツである(註1)。また刈分小作における小作料率別平均小作料(1980年から82年までの3カ年平均値)は、1ライ当り籾米換算で33畝の場合38畝、40畝の場合42畝、50畝の場合35畝である(第9表)。これは刈分小作における地主が、長期的に小作農から期待できる平均的小作料収入と考えられる。これらを現金換算すると、それぞれ1ライ当り100パーツ、110パーツ、91パーツとなる。それゆえ刈分小作の小作料は、いずれの場合も定額金納小作の小作料相場である1ライ当り100パーツに近似した水準にある。もちろん、現物経済を対象とする刈分小作と貨幣経済を対象とする定額金納小作とは、それぞれ異なる土地用役市場を形成している。しかし、現物経済が徐々に貨幣経済に包摂され、その影響を受ける過程は否定できない。土地用役市場についても、刈分小作における小作料率が低下傾向を示しており、長期的にはそれが定額金納小作における小作料水準を目安に収束してきたものと思われる。

2. 部分共同経営と刈分小作に関する地代論的分析

本集落における土地(水田)の等級別配分原理は、第10表に示している。生産の不安定性と自給性に特徴のある本集落の稲作については、競争構造的な土地用役市場が形成されておらず、テイラー(H. C. Taylor)の地代論をそのまま適用することはできない(註2)。テイラーはリカードの地代論を批判して、農業者(farmer)の経営能力の優劣により土地の等級別配分がなされ、地代と企業利潤が決定される地代論を展開している。そこでは、優れた経営能力をもつ農業者には優等地が配分され、支

払う地代も高いが、農業者の獲得する企業利潤も高いことが明らかにされている。本集落では近代的土地所有権とは異なる伝統的土地所有がみられ、土地所有者との対人関係における近親度に対応した農地配分が行なわれている。また農地配分形態も使用貸借、部分共同経営、刈分小作があり、刈分小作において採用されている小作料率も33畝、40畝、50畝と多様である。これらの異なる農地配分形態や小作料率が、土地所有者との対人関係における近親度の違いに応じて使い分けられている。それゆえ農業者の経営能力の代わりに、土地所有者との対人関係における近親度の差異ならびに農地配分形態や小作料率の差異を変数として、テイラーの地代論を本集落における農地貸借と部分共同経営とに適用したものが第10表である。

本集落における土地の等級は、単位面積当り平均収量により決定できる。その収量は第8表と第9表から高い順に、使用貸借、部分共同経営、刈分小作(小作料率33畝)、刈分小作(同40畝)、刈分小作(同50畝)となる。それゆえ前者には優等地が、後者には劣等地が配分されている。本集落では、土地の等級別配分が土地所有者との対人関係における近親度にもとづいて行なわれており、それはまた農地配分形態や小作料率を決定する要因でもある。すなわち、親子間では使用貸借や部分共同経営が家族周期の一局面において行なわれ、使用貸借には最優等地が配分される。兄弟姉妹間では部分共同経営や小作料率33畝の刈分小作が契約され、これらには比較的優等地が配分される。その他の親類間では小作料率40畝の刈分小作が契約され、比較的劣等地が配分される。隣人・知人間では小作料率50畝の刈分小作が契約され、これには最劣等地が配分される。

第10表 部分共同経営と農地貸借の関係農家における稲作所得

	土地の等級=対人関係					耕作者・小作農						
	親子	親子・兄弟姉妹	兄弟姉妹	その他の親類	隣人・知人	1ライ当り所得(A) (kg)	平均耕作面積(B) (ライ)	総所得(A)×(B) (kg)	平均自作地面積 (ライ)	稲作所得合計 (kg)	平均家族数	家族1人当り所得 (kg)
経営形態・小作料率	174 (30)					144	6	864	0	864	5.0	173
使用貸借						43	14	602	3.0	872	4.6	190
部分共同経営		116 (30)				43	15	645	5.8	1,167	5.0	233
刈分小作(33%)			116 (35)			39	10	390	4.8	822	4.7	175
刈分小作(40%)				106 (25)		20	12	240	8.7	1,023	6.3	162
刈分小作(50%)					70 (15)							
土地所有者・地主	1ライ当り所得(A) (kg)	0	43	38	42	35	(注) * 粗収益 (kg/ライ), かつこ内経営費(kg/ライ)。					
平均出資・貸付面積(B) (ライ)	6	16	15	10	12	(1) 刈分地主の1ライ当り所得は小作料収入である。						
総所得(A)×(B)(kg)	0	688	570	420	420	(2) 粗収益は第8表、第9表の3カ年平均経営面積1ライ当り生産量を取り、経営費は1981年調査結果から概数として利用している。						
平均自作地面積 (ライ)	—	7.0	2.9	0	0	(3) 自作地の粗収益は124kg/ライ(第8表)、経営費は34kg/ライとし、その稲作所得は90kg/ライとして計算した。						
稲作所得合計(kg)	—	1,318	831	420	420							
平均家族数	—	5.5	5.5	4.0	5.0							
家族1人当り稲作所得(kg)	—	240	151	105	84							

土地の等級別に土地所有者、耕作者、小作農へと配分される所得、地主に配分される小作料(所得)についてみると(第10表)、次の2点がその特徴である。第1に、部分共同経営における土地所有者への配分所得と刈分地主における小作料(所得)とは、いずれも粃米換算で35kg/ライ~43kg/ライの範囲内にある。前述したように、刈分小作の小作料は定額金納小作の小作料相場である1ライ当り100パーツに近似した水準にある。部分共同経営における土地所有者への配分所得も同様の水準にあり、土地への要素所得である地代は、ほぼ1ライ当り100パーツに収束しているものと思われる(註3)。第2に、耕作者・小作農の所得は使用貸借においてももっとも高く、以下小作料率50%の刈分小作へとゆくのに対応して低下してくる。耕作者・小作農の所得の大きさは、土地所有者との対人関係における近親度により決定されている。すなわち親子間で契約される使用貸借ではそ

れがもっとも高く、隣人・知人間で契約される刈分小作(小作料率50%)ではもっとも低い。

以上の地代論的分析では、単位面積当りでのみ所得・小作料について検討した。以下では、世帯単位の食糧(米)自給を視点に、農地配分形態、小作料率別の稲作所得についてみることにする(第10表)。土地所有者、地主、耕作者、小作農の各世帯単位の、地代論的分析の対象とした対象地片の他に、それぞれの自作地を含め、各世帯ごとの平均稲作所得合計を計算する。この合計値を各世帯の平均家族数で割り、家族1人当り稲作所得を求めている。

家族1人当り稲作所得についてみると、親子・兄弟姉妹間で展開されている伝統的土地所有下の農地配分形態である使用貸借、部分共同経営、小作料率33%の刈分小作における当事者世帯では、いずれも、150kg/人以上の稲作所得が確保されている。それゆえ伝統的土地所有下の農地配分は、

当該世帯における自給米の安定的確保を目的として行なわれ、現状ではいずれの世帯も、最低必要量以上の自給米が確保されているものと推定できる。使用貸借の場合、地主はその小作農あるいはこの他の子供世帯と全面農業共同経営を行っており、当該世帯の稲作所得は計算していない。これに対して、伝統的土地所有の範囲外にある農地配分形態である小作料率40%、50%の刈分小作についてみると、小作農世帯では162町/人～175町/人の稲作所得が確保されている。この稲作所得水準は、自給米の最低必要量に近いものと思われる。このかぎりでは小作農における刈分小作地の調達は、自給米の最低必要量の確保を目的として行なわれている。また刈分地主世帯の家族1人当り稲作所得は、84町/人～105町/人と少なく、自給米の最低必要量以下の水準にある。刈分地主世帯では基幹男子労働力あるいは婦人労働力が、小売商、運送業、野菜仲買、恒常的賃労働等の安定的

農外就業に従事しており、不足する米は現金で購入しているものと思われる。

(注1) 本集落における1981年産の平均農家庭先米価や水稲生産部門の費用と収益については次の文献所収の拙稿参照。Fukui, H.; Y. Kaida; M. Kuchiba, "A Rice-growing Village Revisited: An Integrated Study of Rural Development in Northeast Thailand," 京都, The Center for Southeast Asian Studies, Kyoto University, 1983年, 280～292ページ。

(注2) テイラー(H. C. Taylor)の地代論については、拙稿「土地改良費の賦課方法に関する考察」(『農林業問題研究』第11巻第2号 1975年6月参照)。テイラーは、農業経営の経営者という意味から「農業者」(farmer)と表現している。本論では、彼の理論に関する説明のために「農業者」の用語を使用している。しかし、本論の分析は農家単位あるいは経営単位に行なった。

(注3) 厳密には、部分共同経営における土地所有者への配分所得のなかに、土地への要素所得のほかに土地所有者の出役労働と出資資本への帰属部分が含まれている。

(京都大学助手)